



いぬ・ねこ手帳



目次

①	いぬ・ねこ飼育の6か条	1
②	いぬ編	2
③	ねこ編	8
④	人と動物との共通感染症編	10
⑤	災害対策編	12
⑥	高齢動物の介護編	14
⑦	連絡窓口一覧（いぬ編）	16
⑧	連絡窓口一覧（ねこ編）	17
⑨	飼い犬・猫の記録	18

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

- ◆動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

- ◆飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

① いぬ・ねこ飼育の6か条

1. 法令をしっかりと守る。
2. 犬・猫の習性等にあわせて適正に飼う。
3. 他人に迷惑をかけない。
4. 人と動物との共通感染症に注意する。
5. 災害時の備えをする。
6. 最後まで愛情・責任を持って飼う。

しっかりと守れているか
各編のチェックシートで
確認しましょう！



- リードでつないで散歩をしている。
- 突然走り出しても、しっかりと抑えられる。
- 散歩の前に、自宅でトイレをすませている。
- ふんをした時に備えて、スコップや袋を携帯している。
- 尿をした時に備えて、水やトイレシートを携帯している。

- 犬を登録している。
- 毎年、狂犬病の予防注射を受けさせている。
- 鑑札（またはマイクロチップ）と注射済票を犬に装着している。



リードはいつでも
犬を制御できる長さを
保ちましょう



登録と予防注射

- ①犬を飼い始めたら、必ず犬の所在地の区市町村へ登録をしましょう。また、所在地や所有者等の変更があったときも、犬の新しい所在地の区市町村へ届出が必要です。（狂犬病予防法第4条に規定。ただし、マイクロチップを装着・情報登録している場合は、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になることがあります。）
- ②毎年、必ず狂犬病の予防注射を受けさせましょう。（予防法第5条に規定）
- ③鑑札（またはマイクロチップ）と注射済票は、必ず犬に装着しましょう。（予防法第4、5条に規定）

散歩について

- ①犬が他人を咬んだり交通事故に遭ったりしないように必ずリードをつけて散歩をしましょう。（条例第9条に規定）
- ②必ず犬を制御できる人が散歩をしましょう。
- ③ふん尿で公共の場所や他人の土地・物件を汚さないようにしましょう。（条例第7条に規定）
→トイレは、お散歩の前に自宅ですませましょう。

□飼^かい犬が人を咬^かんでしまった場合の届出義務を知っている。



こ^{こう}咬傷事故発生時の対応

こ^{こう}咬傷事故などを未然に防ぐためにも、ノーリードでの散歩は絶対にやめましょう。また、伸縮性のあるリードも、確実な制御が難^かしいため、注意が必要です。万が一、自分の犬が人を咬^かんでしまったら、被害者に誠意をもって対応し、必ず以下の手続をしましょう。

- ①ケガをした人への応急手当をする。
- ②事故の再発防止のための措置を行う。
- ③24時間以内に最寄りの保健所等に事故発生届を提出する。(届出先は7. 連絡窓口一覧(いぬ編)を参照)
- ④48時間以内に飼い犬について獣医師による狂犬病の検診を受けさせる。

(条例第29条に規定)

- 基本的な号令（スワレ、フセ、マテなど）に従う。
- 体のどこをさわられても嫌がらない。



しつけの必要性とその実践にむけて

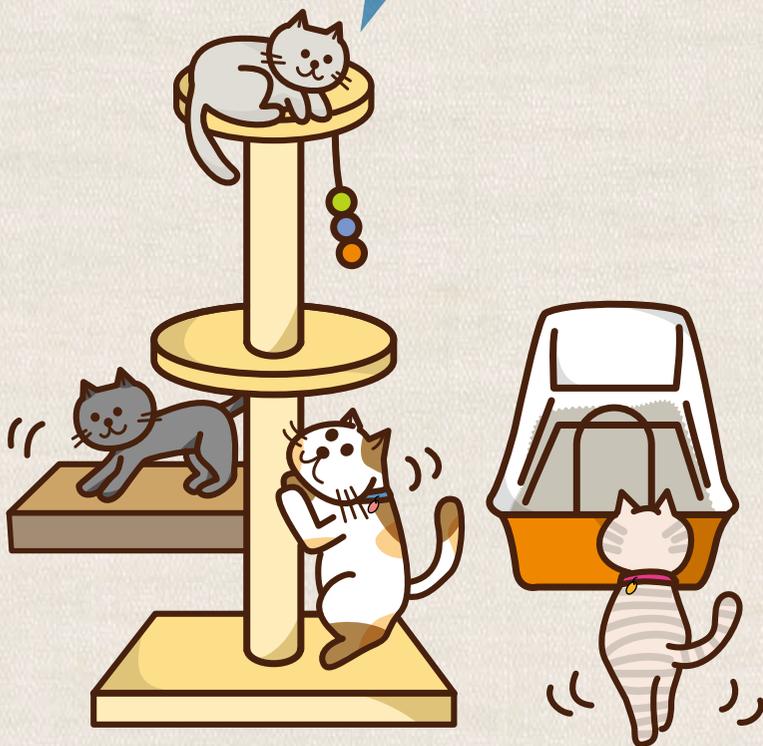
しつけには、人と犬が共に暮らしていく上で必要なルールを犬に教えること、飼い主がしつけの方法を学ぶことが重要です。きちんとしたしつけができれば、人に迷惑をかけないだけでなく、トイレや健康管理など世話がしやすい犬になり、犬との暮らしがより楽しく充実したものになります。

しつけを行うにあたって、以下のことに注意しましょう。

- ①本や雑誌を読んだり、しつけ方教室に参加したりして、しつけに関する情報収集をしましょう。
- ②無駄吠えや、人・動物を攻撃するなどの問題行動がある場合は、原因を調べ、必要に応じて獣医師や訓練士などの専門家に相談しましょう。
- ③しつけは周囲の迷惑にならない場所で行いましょう。なお、屋外では、認められている場所を除き、確実にリードをつないで行いましょう。

□室内のみで飼っている。

- 上下運動ができるような工夫をしている。
- 専用のかみとぎを用意している。
- トイレを決められた場所でさせている。



- 繁殖させる予定がない場合、不妊去勢手術をしている。
- 身元表示（迷子札やマイクロチップなど）をしている。



猫の飼い方の三原則

人と猫がお互い幸せに暮らすために、以下のことを守りましょう。

①室内で飼う

交通事故に遭うことや病原体に感染するなどの心配がなくなります。また、ふん尿などでご近所に迷惑をかけることもありません。猫が室内で過ごしやすい環境を整えましょう。

②繁殖制限をする

繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。手術を行うと発情期の鳴き声、尿スプレー行動（マーキング）の習慣、おしっこの臭いが軽減されます。

また、交尾によって感染する病気や子宮・卵巣の病気が予防できます。

③身元を表示する

万が一、迷子になって保護された場合やケガをして動物愛護相談センターに收容された場合などにすぐに飼い主に連絡することができます。

□口移しや食器の共用をしていない。



□動物に触った後、必ず手洗いをしている。



□動物とその身の回りを清潔にしている。



□日ごろから動物の健康チェックをしている。



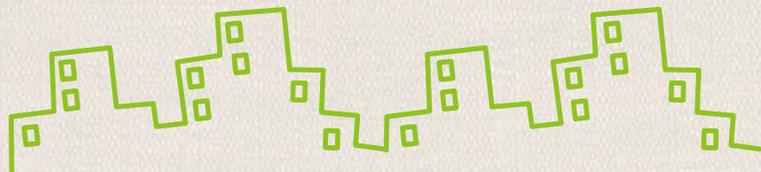
人と動物との共通感染症の予防

人と動物との共通感染症を予防するために、以下のことを行いましょう。

- ①動物との過剰なふれあいを控えましょう。
- ②動物に触った後は必ず手を洗いましょう。
- ③ふん尿などは速やかに処理し、ブラッシングや爪切りなど日ごろから動物の手入れをしましょう。
- ④動物病院などを利用して日ごろから動物の健康チェックをしましょう。

犬・猫に関わる主な人と動物との共通感染症

病名	関係する動物	動物の主な症状	主な感染経路	人の主な症状
狂犬病	犬、猫	興奮性の神経症状又は麻痺、昏睡して死亡	感染した動物にかまれる	神経症状、麻痺 発症した場合は、 ほぼ100%死亡する
パスツレラ症	犬、猫	多くは無症状	か 咬み傷、引っかき傷による	傷口がはれて痛む
回虫幼虫移行症	犬、猫	食欲不振、下痢、おう吐	フン中の寄生虫卵が口の中へ入る	肝臓、脳、目などに障害
皮膚糸状菌症	犬、猫	脱毛、フケ	感染した動物との過剰なふれあい	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
かいせん	犬、猫	皮膚の強いかゆみ、脱毛など	ヒゼンダニに感染した動物との接触	皮膚の強いかゆみ、脱毛
エキノコックス症	犬	多くは無症状	フン中の寄生虫卵が口の中へ入る	肝腫大、腹痛、 肝機能障害
レプトスピラ症	犬	腎炎	感染動物の尿に接触	発熱、肝臓や腎臓の障害
トキソプラズマ症	猫	多くは無症状	フン中の病原体が口の中へ入る	流産、胎児に先天性障害
猫ひっかき病	猫	多くは無症状	か 咬み傷、引っかき傷による	リンパ節がはれる
重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	犬、猫	発熱、食欲不振など	マダニに咬まれる、又は感染動物の体液への接触	発熱、消化器症状など



- 嫌がらずにケージに入る等のしつけをしている。
- 救援物資が届くまでの備えを準備している。
 - 5日分（できれば7日分）のフードと水
 - フードや水を入れる器
 - トイレ用品
 - 医療食・常備薬（必要に応じて）
 - 健康に関する記録*
 - 写真など*
 - ペットケージ、首輪、リード
 - その他（ガムテープ、おもちゃ、新聞紙、ゴミ袋等）
- ※P.18,19 をご利用ください
- 動物とはぐれてしまった時のために、マイクロチップなどの身元表示をしている。



災害時の対応は 飼い主による「自助」が基本です

防災における「自助」とは、「自分の命は自分で守ること」を言います。

災害が発生したら、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必要です。飼い主が無事でないと動物たちを守れません。また、災害時に行われる行政機関による支援では、人の救護が基本となるため、災害当初には、フードや水等の支援ですら困難な場合があります。日頃から動物用品の備蓄や避難ルートの確認、ケージに嫌がらないで入る等のしつけ、健康管理を行いましょう。

また、避難が必要な場合は、動物と一緒に避難することが基本となります。しかし、避難所では動物が嫌いな人や動物アレルギーの人等との共同生活となります。一緒に避難した動物と共に生活し、また、動物を原因としたトラブルが発生しないよう、日頃から準備しておくことが飼い主の責務です。

ただし、必ずしも避難所ではペットと同室で生活ができるとは限りません。お住まいの自治体のルールを前もって確認しましょう。

- 若いときから定期的に健康診断を受診させている。
- 介護が必要になったときに備えて、介護に関する知識の習得に努めている。
- 動物が高齢になったときのことについて家族で話し合っている。
- 日頃から動物について相談できるかかりつけの獣医師などがある。



高齢動物の介護



動物も老化が進むと、高齢特有の病気や機能の衰えなどが現れます。どんな病気が、いつ現れるのかは動物種や個体によって様々ですが、病気や機能の衰えが現れたときは介護が必要になります。

自分の飼っている動物が、介護の必要のない健康な状態で長く過ごせるよう、若いときから以下のことを心掛けましょう。

- ①飼い主による日々の健康チェック
- ②かかりつけの獣医師による定期的な健康診断

若いときから健康に気を配っていても、確実に老化はやってきます。介護が必要になる前から、高齢動物の世話の仕方などの知識の習得に努め、家族で話し合っておきましょう。

また、介護が必要になったとき、飼い主が介護によるストレスをためこまないよう、以下のことを心掛けましょう。

- ①飼い主仲間や獣医師又は愛玩動物看護師などの専門家に相談する
- ②家族みんなで介護に協力する

飼っている動物が老化に伴い、重い病気にかかってしまうこともあります。病気によっては回復が見込めず、苦痛を伴う場合もあるかもしれません。このようなときは、かかりつけの獣医師と今後の対応について納得するまで話し合うことが重要です。

7 連絡窓口一覧 (いぬ編)

相談内容	相談窓口の連絡先等
● 犬の登録・狂犬病予防注射に関すること (鑑札・注射済票交付の手続)	犬の所在地の区市町村 電話 _____
● 飼い犬が人を咬んでしまった場合 (事故発生届の提出)	<ul style="list-style-type: none"> 区部：保健所 電話 _____ 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所
● 飼い犬が行方不明になった場合等	<ul style="list-style-type: none"> 区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所 <収容動物情報> 動物愛護相談センターホームページ https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html <small>※県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。 <small>※また、警察などに届けられている場合もありますので、最寄りの警察にもお問い合わせください。</small> </small>
● 犬の飼い方(しつけ、人と動物との共通感染症なども含む。)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 区部：保健所又は動物愛護相談センター 電話 _____ (保健所) 電話 03-3302-3507 (センター) 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所
● 飼い犬が死亡した場合	(死体の処理、取扱いに関する事) 所在地の清掃事務所又は民間のペット霊園 電話 _____ (死亡届の提出) 犬の所在地の区市町村

8 連絡窓口一覧 (ねこ編)

相談内容	相談窓口の連絡先等
● 飼い猫が人にケガをさせてしまった場合 (事故発生届の提出)	<ul style="list-style-type: none"> 区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所
● 飼い猫が行方不明になった場合等	<ul style="list-style-type: none"> 区部：動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所 <収容動物情報> 動物愛護相談センターホームページ https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html <small>※県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。 <small>※また、警察などに届けられている場合もありますので、最寄りの警察にもお問い合わせください。</small> </small>
● 猫の飼い方(しつけ、人と動物との共通感染症なども含む。)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 区部：保健所又は動物愛護相談センター 電話 _____ (保健所) 電話 03-3302-3507 (センター) 多摩地域：動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435 八王子市：八王子市保健所 電話 042-645-5113 町田市：町田市保健所 電話 042-722-6727 島しょ地域：保健所
● 飼い猫が死亡した場合 (死体の処理、取扱いに関する事)	所在地の清掃事務所又は民間のペット霊園 電話 _____

狂犬病予防法（抜粋）

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。（第2項略）

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。（第2項略）

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第 39 条の7 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第4条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第1項の規定による犬の登録の申請又は同条第5項の規定による届出があったものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第2項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。（第1号～5号略）

6 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他囲いの中で、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において固定した物に網若しくは鎖で確実につないで、飼養又は保管をすること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。（イ、ロ、ニ略）

ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合

第 29 条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から 24 時間以内に、知事に届け出なければならない。

発行：東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
印刷：正和商事株式会社
登録番号 第 (5) 120 号
令和 6 年 4 月発行